

県内保育所における不適切な保育事案について

県内の保育所（三郷町内の私立保育所）において、児童に対する不適切な保育が行われていたことから、児童福祉法第46条第1項に基づく特別指導監査（県実施）及び子ども・子育て支援法第38条第1項に基づく監査（町実施）を実施し、当該保育所に対し指導を行いました。

1. 事案概要

- ・ クラス担当職員が、マスクで鼻を覆わないことが何度もあった児童に苛立ち、当該児童の鼻を痛いと思う強さで咄嗟に3回～4回をつまんだこと。また、児童が友達に手を上げるような喧嘩をした時に、大声で怒鳴ったり、児童が友達を叩いた手を叩いたりしたこと。
- ・ 複数の職員が、必要以上に大きな声で児童を叱ったことがあることを自認または目撲していること。また、園の方針として給食の量を全員同量とし、児童に対して完食を強いていること。

2. 特別指導監査の概要

- 令和4年12月13日 不適切保育をした職員と同僚職員2名の計3名に対する
聞き取り調査
- 12月20日 園長、副園長への聞き取り調査
- 令和5年 1月11日 その他の全職員（12名）への聞き取り調査
- 2月 3日 監査結果の通知（行政指導及び再発防止策等の報告の要請）

3. 行政指導の概要

本事案は、児童の人権や人格の尊重についての職員の理解不足に起因しているが、その背景には不適切な保育を誘発するおそれのある状況など職場環境にも原因があると考えられる。このため、法人の管理責任者や園長が中心となって事案発生要因の詳細な分析を行うとともに、今後、このような事案を発生させないための再発防止策を取りまとめて、実行するよう指導した。